

低所得高齢単身女性問題にかかる政策・制度要求

1. 安心して暮らせる居住の場の確保について

- (1) 国・地方自治体は、居住の継続が困難な状態にある低所得高齢者、とりわけ低所得高齢単身女性に対し、一定の質が担保された住居への速やかな入居・転居が可能となるよう住宅の確保に努めること。
- (2) 国・地方自治体は、個人情報に配慮しつつも、常に低所得高齢者の住居の種別実態ならびに暮らしの状況把握に努め、低所得高齢者、低所得高齢単身女性が安心して暮らせる住環境の整備に努めること。

2. 「改正生活保護法」等の権利保障にもとづく運用について

- (1) 「改正生活保護法」や「生活困窮者自立支援法」の恣意的な運用によって生活保護申請者や受給者を萎縮させ、申請や受給を断念せざるを得ないように仕向けたり、スティグマ（他者から押しつけられた負の烙印）に陥らせたりしないこと。
- (2) 特に本年7月1日に施行された改正生活保護法は、「親族の扶養義務化」や「申請書類提出の義務付け」など、受給者の抑制・削減を企図したものになっている。過去には、そうしたいわゆる「水際作戦」によって申請・受給を断念させられた結果、餓死や孤独死につながった事例もある。
国・地方自治体は法の基本に立ち返り、改正生活保護法成立に当たっての与野党修正合意などに基づき、権利保障を本旨とした運用を行うこと。

3. 社会的孤立や孤独死の防止について

- (1) 国・地方自治体は、高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細かな見守りや支え合いの体制整備を急ぐこと。
- (2) 具体的な活動推進に当たっては個人情報の共有を図ると共に、その取り扱いについては慎重を期すこと。

4. 移動困難者対策について

人口減少、少子高齢化が進む中で、公共交通サービスの衰退に加え高齢のため自動車の運転が困難になる者が増えるなど、買い物や通院など日常生活において大きな困難に直面している地域が少なくない。国・地方自治体は平成25年11月に成立した「交通政策基本法」の理念にのっとり、公共交通機関をベースとした住民の日常生活における移動手段の確保に努めること。

5. 雇用秩序の回復と短時間労働者に対する被用者年金の適用拡大について

第3号被保険者制度は労働時間を調整することなどによって、「女性の活躍の場」を限定的なものにしている。同時に、国民年金加入者と被用者年金加入者との間に大きな不公平感をもたらしている。そうした問題の背景にあるのは雇用の劣化、雇用秩序の崩壊による短時間労働者、非正規と称される労働者の増大である。国・地方自治体は雇用秩序の回復に努めるとともに、短時間労働者への被用者年金の適用拡大に全力で取り組むこと。

6. 年齢によらない働く場の確保・拡大について

健康で働く意欲のある高齢者や多種・多様な技術・能力を有する高齢者が、定年制などによりそうした意欲や技能を生かし切れていないケースが少なくない。国・地方自治体は年齢によらない男女の働く場の確保・拡大に努め、人材の有効活用を図ること。

以上

交通政策基本法＝交通政策に関する基本理念などをまとめた法律。平成25年11月27日成立、12月4日に公布・施行された。人口減少、少子高齢化が加速的に進展し、特に地方のバスなどの運輸事業の経営悪化が深刻化している中で、過疎化が進む地域における生活交通の確保などが大きな課題となっている。法律では、日常生活のための交通手段の確保や高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動、その他を交通政策の基本に据え、国、地方公共団体の責務等を明らかにして総合的に推進するとしている。